

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき定める
厚生労働省関係システムに関する標準化基準案について（概要）

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課
健康・生活衛生局 生活衛生課
社会・援護局 保護課
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
老健局 介護保険 計画課
保険局 国民健康保険 課
保険局 高齢者医療 課
年金局 事業管理 課
政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室

1. 制定の趣旨

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第6条第1項の規定に基づき、所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、主務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準（以下「標準化基準」という。）を定めなければならないこととされている。
- 今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁令・総務省令第1号）に定められている事務の処理に係るシステムのうち、次に掲げるもの（以下「厚労省関係システム」という。）の標準化基準について、省令及び告示により、システムごとにそれぞれ定める。
 - ・ 人口動態調査事務システム（同令第7条第3号に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 火葬等許可事務システム（同令第4号に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 健康管理システム（同令第9条各号に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 生活保護システム（同令第11条に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 障害者福祉システム（同令第12条各号に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 介護保険システム（同令第13条各号に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 国民健康保険システム（同令第14条に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 後期高齢支援システム（同令第15条に規定する事務の処理に係るシステム）
 - ・ 国民年金システム（同令第16条各号に規定する事務の処理に係るシステム）
- なお、標準化基準として、今般定める内容は、各システムの標準仕様書に規定されている内容に準拠しており、当該仕様書は、各システムの標準化検討会における検討、関係者への全国意見照会を経た上で策定し、ウェブサイト（※）において既に公表を行っているものである。

(※) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19988.html

2. 省令案及び告示案の概要

- 標準化基準の構成について、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成することとし、公布時点において最新の厚労省関係システムの標準仕様書の改版に基づき、これら標準を定めることとする。
- 機能要件の標準として、機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関する要件を定めることとする。標準仕様書の内容のうち、機能要件の大項目を省令に規定し、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が告示で定めることとする。
- 帳票要件の標準として、機能等のうち様式に関し要件を定めることとする。標準仕様書の内容のうち、レイアウト名を省令に規定し、その様式を告示に規定することとする。加えて、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が告示で定めることとする。
- 標準仕様書において、実装不可機能として明示的に位置づけられている機能及び実装必須機能・標準オプション機能・実装不可機能のいずれにも位置付けられていない機能は、実装不可機能（実装してはならない機能）として扱うこととし、省令にその旨規定することとする。
- その他所要の内容及び経過措置を定める。

3. 根拠条項

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年4月（予定）
- 施行期日：公布日